

## 社会福祉法人神戸老人ホーム住吉訪問介護センター

### 指定訪問介護〔指定介護予防訪問サービス〕事業運営規定

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人神戸老人ホームが開設する住吉訪問介護センター（以下「事業所」という。）が実施する指定訪問介護（指定介護予防訪問サービス）事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）にある利用者に対し、適切な訪問介護（介護予防訪問サービス）を提供し、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(指定訪問介護〔指定介護予防訪問サービス〕運営の方針)

第2条 本事業の運営方針は、以下のとおりとする。

- (1) 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供をし、利用者の要介護の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう務める。
- (2) 指定訪問介護〔指定介護予防訪問サービス〕事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことがで

きるよう訪問介護計画を作成し、計画に沿って利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。

- (3) 指定訪問介護(指定介護予防訪問サービス)の提供に当たっては、懇切丁寧に行う事を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (4) 指定訪問介護(指定介護予防訪問サービス)の提供に当たっては、介護技術の進歩に対し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。又、事業所自ら、その提供する指定訪問介護(指定介護予防訪問サービス)の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (5) 指定訪問介護(指定介護予防訪問サービス)は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
- (6) 指定訪問介護(指定介護予防訪問サービス)の提供に当たっては、入浴、排泄、食事等の介護(身体介護)又は調理、洗濯、掃除等の家事(生活援助)を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏らないようにする。

2、事業実施に当たっては、神戸市の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。

3、事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1、 名称 社会福祉法人神戸老人ホーム 住吉訪問介護センター
- 2、 所在地 兵庫県神戸市東灘区住吉本町3丁目7番41号

(従業員の職種、員数及び勤務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び勤務の内容は、次のとおりとする。

- 1、 管理者 1名 (常勤職員)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- 2、 サービス提供責任者 介護福祉士 2名 (常勤職員2名)

サービス提供責任者は、訪問介護計画 (介護予防訪問サービス計画) の作成・変更及び説明を行い、利用の申し込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、研修を行う。利用者のサービス内容の管理を行うと共に、利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すると共に、自らも指定訪問介護 (指定介護予防訪問サービス) の提供に当たる。

- 3、 訪問介護員

介護福祉士 6名 (常勤職員2名 非常勤職員4名)

ヘルパー2級 7名（非常勤職員7名）

訪問介護員は、訪問介護〔介護予防訪問サービス〕の提供に当たる。

4、 事務職員 1名（常勤職員、併設事業所の事務員が兼務）

事務職員は、必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1、 営業日

月曜日から日曜日までとする。（年末12月31日、年始1月1、2、3日は休み）

訪問介護〔介護予防訪問サービス〕サービス提供対応日も同様とする。

2、 営業時間 7：30 ～ 19：00までとする。

訪問介護〔介護予防訪問サービス〕サービス提供対応時間も同様とする。

3、 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

（指定訪問介護〔指定介護予防訪問サービス〕の内容及び料その他の費用の額）

第6条 指定訪問介護〔指定介護予防訪問サービス〕の内容は次のとおりとし、

指定訪問介護〔指定介護予防訪問サービス〕を提供した場合の利用料

の額は、介護報酬の告示上の額または神戸市が定める額とし、そのサービスが法

定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証の利用者負担の割合欄

に記載された割合分の額とする。

(1) 身体介護

(2) 生活援助

## 2、次条の通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う指定訪問介護

に要した交通費は、その実費を徴収する。又、自動車・自動二輪車・原動

機付自動車等での指定訪問介護に要した交通費は下記(1)、(2)の費用

を徴収する。

(1) 実施地域以外から片道5キロメートル未満 200円

(2) 実施地域以外から片道5キロメートル以上 300円

## 3、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において、指定訪問介護を行う場

合は、予め、利用者又はその家族に対し、提供するサービスの内容及び費

用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

## 4、事業所は、利用者に指定訪問介護(指定介護予防訪問サービス)を提供した際には、

以下の事項を記したサービス提供記録を作成しなければならない。

(1) 指定訪問介護(指定介護予防訪問サービス)の提供、提供時間

(2) 指定訪問介護(指定介護予防訪問サービス)の具体的なサービス内容

(3) 利用料金、保険給付の額

(4) 利用者の心身の状況

(5) その他、必要な事項

5、事業所が利用者から第1項及び第2項の費用の支払いを受けた時は、サービスの内容・金額を記載した領収書（法定代理受領サービスに該当しない場合、サービス提供証明書）を利用者に交付することとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、神戸市東灘区全域とする。

(緊急時における対応方法)

第8条 事業所及びその従業者は、サービス提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時、又は事故が発生した時は、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、神戸市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等に連絡しなければならない。

2、事業所は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐ為の対策を講じるものとする。

(衛生管理対策)

第9条 事業所は、感染症が発生又は、蔓延しないように必要な措置を講じると

とともに、従業者については、適宜に健康診断等を実施する。

(居宅介護支援事業者、地域包括支援センター事業者との連携)

第10条 事業所は、事業の実施に際し、居宅介護支援事業者・地域包括支援セ

ンター事業者（必要と判断される場合は、主治医・保健医療・福祉サ

ービス提供者を含む）と連携し、必要な情報を提供する事とする。

(利用者に関する神戸市への連絡)

第11条 事業所は、利用者が正当な理由なしに指定訪問介護(指定介護予防訪

問サービス)の利用に関する指示に従わないことにより、利用者の要介護状態等

の程度を悪化させた時、又は悪化させる恐れがある時、及び利用者に不正な受

給がある時等には、意見を付して神戸市に通知する事とする。

(利益供与の禁止)

第12条

事業所及びその従業者は、居宅介護支援事業者・地域包括支援センター事

業者又は、その従業者に対し、利用者にサービスを利用させることの対償として

、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(秘密保持)

第 1 3 条 事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を従業者との雇用契約の内容とする。

3、サービス担当会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又は、その家族の同意を予め文書で得ておくものとする。

(苦情処理)

第 1 4 条 利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応する為に、事業所に苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業者で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。又、苦情、記録、その対応を台帳に保管し、再発を防ぐ。

(非常災害対策)

第 1 5 条

事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、防災及び避難に関する計画を作成し、従業者に周知するとともに、当該計画に従って、避難誘導訓練を



の他必要な訓練等を行います。

(虐待防止に向けた体制等)

## 第16条

事業所は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するもの  
とします。

### 2、虐待防止検討委員会を設け、職員への研修の内容、虐待防止のための指針

策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、  
虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行います。

なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほ  
か、テレビ会議システムを用いて実施します。

### 3、虐待防止のための指針を整備します。

### 4、職員は、定期的に虐待発生の防止に向けた研修を受講します。

### 5、上記の措置を適切に実施するための担当者を置きます。

(身体拘束防止に向けた体制等)

## 第17条

身体的拘束適正化検討委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができ

るものとする。)を独立して設置し、身体拘束廃止に関する指針(マニュアル)を作成し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行います。また、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施します。

(感染症対策)

## 第18条

事業所は、施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとします。

### 2、施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策委員会

(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的

開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知

徹底を図ります。

### 3、施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備します

。

### 4、施設において、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん

延防止のための研修及び訓練を定期的に(年2回以上)実施します。

### 5、前各号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生

が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

6、平時からの備え(備蓄品の確保など)、初動対応、感染拡大防止体制の確立に関する  
業務継続計画を策定します。

(ハラスメント対策)

## 第19条

事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる  
性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相  
当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため  
の方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 本事業の社会的使命を充分認識し、従業者の資質向上を図る為、研修  
等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

2、この規定の概要等、利用（申し込）者のサービス選択に関する事項につい  
ては、事業所内の見やすい場所に掲示する。

3、第2条第1項第2号の訪問介護計画、及び第6条第4項のサービス提供記  
録については、それらを当該利用者に交付する。

4、第2条第1項第2号の訪問介護計画、及び第6条第4項のサービス提供記  
録、第8条第2項に規定する事故発生時の記録、第11条に規定する市町村

への通知、並びに前条の苦情処理に関する記録については、整備の上、完結してから5年間保存する。

5、都道府県及び市町村、並びに国民健康保険団体連合会（以下、「都道府県等」という。）からの物件提出の求めや質問・照会等に対し、その調査に協力するとともに、都道府県から求められた場合には、その改善の内容を都道府県に報告する。

6、この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人神戸老人ホームと事務所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（附 則）

この規定は、平成元年 4月1日から施行する。

この規定は、平成18年 4月1日 一部変更。

この規定は、平成24年 4月1日 一部変更。

この規定は、平成25年 4月1日 一部変更。

この規定は、平成25年 5月1日 一部変更。

この規定は、令和3年 12月1日 一部変更。